

令和7年度リチウムイオン電池等広域的資源化モデル事業 協働事業者 公募要項

1 事業の概要

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加しており、廃棄物処理の過程における発熱・発火を原因とする、収集運搬車両や廃棄物処理施設の火災事故が急増しています。

現在、家庭から排出されるリチウムイオン電池類の回収は、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）に基づきメーカー等が回収するルートや区市町村による回収ルートがありますが、自治体による回収・処理には、処理事業者が少ないことや処理にかかるコストの負担が大きい等の課題があります。

そこで、一自治体では回収量が少なく、資源としての買取には至らないリチウムイオン電池等を東京都（以下「都」といいます。）が広域的に調整し、複数自治体等分をまとめて資源として資源化事業者売却するモデル事業を実施することで、都内自治体の回収・処理を支援するとともに、リサイクル促進を目指します。

都内の区部及び多摩地域における自治体及び一部事務組合の内、参加を希望した団体（以下「参加団体」といいます。）から4に掲げる対象物を回収し、買取・資源化を行ってくださる事業者（以下「協働事業者」といいます。）を公募します。

2 事業に係るスケジュール

(1) 公募期間

令和7年4月1日（火曜日）から同年4月25日（金曜日）まで（必着）

(2) 選定及び通知時期

令和7年5月中旬（予定）

(3) 1回目の回収予定時期

令和7年5月下旬から6月上旬

3 事業の実施期間

協定を締結した日から令和8年3月31日（月曜日）まで

ただし、事業実施に伴う事務処理は令和8年5月末日までに完了することとします。

4 対象物

- (1) リチウムイオン電池
- (2) モバイルバッテリー※
- (3) ニッケル水素電池
- (4) ニカド電池
- (5) 鉛蓄電池
- (6) 小型のLIB内蔵製品（リチウムイオン電池と一体型の製品）

※膨張・燃焼後のモバイルバッテリーも対象とします。

5 役割分担

(1) 都の役割

- ① 本事業に参加する都内区市町村（区部及び多摩）及び一部事務組合（以下「参加団体」という。）を募り、回収量及び回収方法、日程等を調整すること。
- ② 安全に本事業が遂行されるよう、協働事業者が指定する分別方法及び回収方法を参加団体が順守するよう呼びかけること。
- ③ 安全対策について、協働事業者と検討の上、効果的と考えられる対策を講じること。
- ④ 必要に応じ、本事業に必要な事業者等との調整を行うこと。
- ⑤ 本事業終了後に実施にあたっての課題の整理を行うこと。
- ⑥ その他、本事業の実施に必要な調整業務を行うこと。

(2) 協働事業者の役割

- ① 対象物を参加団体から安全に回収すること。
- ② 回収した対象物を安全かつ適正に運搬・管理した上で、処理・小型充電式電池等の原材料への資源化又は資源化できる事業者等へ売却（売却価格は本事業で設定した買取価格と同額又は同額以上とすること）すること。ただし、運搬及び管理について、契約や協定に基づき他者に行わせることができます。
- ③ 引き渡し時から3週間以内に参加団体ごとの対象物の量及び買取額を報告すること。
- ④ 買取額の支払は、参加団体側と調整の上、行なうこと（買取価格は別に定めます。）
※④の支払においては、「月ごと・四半期ごと・事業期間中2回・事業期間中1回」の内、参加団体が選択した頻度で支払うものとします。

(3) 参加団体の役割（予定）

- ① 参加団体の行政区画（参加団体が清掃一部事務組合の場合は、その構成自治体の行政区画）内の家庭から排出される対象物の収集を行うこと。
- ② 対象物を種類別に分別し、対象物別に保管容器に保管すること。
- ③ 回収日前までに保管容器の側面に団体名・入っている対象物を記載した用紙を貼付すること。
- ④ 回収日までに引き渡す保管容器を1か所に集め、容器数の把握した上で、回収日当日に搬出に伴う対応を行うこと。
- ⑤ その他、本事業に関連した事項の調整を都及び協働事業者と行うこと。

6 回収の流れ

- (1) 都が参加団体を募り、決定
- (2) 都が参加団体ごとの回収見込み量を試算
- (3) 都と協働事業者と年間スケジュールを組み、協働事業者が運搬等を手配
- (4) 新たに参加する参加団体等に都保有のペール缶を配送（現在の保管場所：東京都）
- (5) 初回は都が保管しているカラのペール缶を協働事業者が運搬し、参加団体から容器（ペール缶、一部ドラム缶※）に保管された対象物を回収（次回用のカラのペール缶と引き換え）
- (6) 協働事業者の施設等において検品・資源化処理等を実施
- (7) 保管容器は次回まで協働事業者において保管

(8) 協働事業者から都に参加団体ごとの回収量・買取量を報告

以降、(7)で保管している保管容器を回収時の引渡し用として上記(5)から(8)を実施

※ドラム缶の回収は年1回・区内1か所程度(13本程度見込み)とします。ドラム缶は塩水漬け状態で保管しているため、引渡し時に水は減量の上引渡しを予定しています。

7 回収の頻度

各参加団体により希望する回収頻度が異なるため、以下の(1)から(4)の頻度の希望調査を元に都と協働事業者で協議の上、回収スケジュール・回収ルートを決めさせていただきます。なお、2週間に1回の回収を希望予定の団体の回収推定量は1回当たり内容量0.8t～1tです。

- (1) 2週間に1回
- (2) 1か月に1回
- (3) 2か月に1回
- (4) 3か月に1回

8 保管容器の扱い(「6 回収の流れ」記載内容一部再掲)

- (1) 回収時に次回回収用の保管容器を配布します。
- (2) 回収後の保管容器は次回回収時まで事業者で保管します。
- (3) 初回は都が保管しているペール缶を積み込んだ上で、各団体の回収用の保管容器を回収し、引き換えにカラの保管ペール缶を引き渡します。

※ドラム缶の回収は年1回・区内1か所程度(13本程度見込み)とします。

※絶縁処理・分別方法については、協働事業者の指示に従います。

9 事業規模の見込み(令和6年度試行の結果)

都が令和6年度に実施した試行(1か月半の間に2週間に1回(区部1日・多摩1日)の回収を3回実施。参加団体数は各回により変動あり)結果により、以下を見込んでいます。

- (1) 1回当たりの回収量
ペール缶(20L) 180～200缶程度
- (2) 1回当たりの買取量
3～3.5t(「4 対象物」ごとの合算値)
- (3) 参加団体数
10～13団体

10 応募者の要件

次のいずれにも該当しないものであること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」といいます。)第2条第2号に規定するものをいいます。)

ウ 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する

暴力団関係者をいいます。以下同じ。)

エ 法人又は任意団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

※ 任意団体が応募する場合は、以下の3つの要件を全て満たすものに限ります。

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ② 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ③ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

11 応募・提案方法

(1) 提出書類

本事業に係る公募に応募される場合は、以下の①から③について、電子データをご用意ください。上記4から8の内容について、代替案がある場合には、その内容を提案書（別紙様式2）に記載の上、ご応募ください。

- ① 様式1 提案申請書
- ② 様式2 提案書
- ③ 法人の登記事項証明書（写し）
- ④ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑤ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）

(2) 提出方法

電子メールにて上記(1)をご提出ください。

メール受信日から2営業日以内に受領確認のメールをお送りします。受領確認メールが届かない場合は、お手数ですが「14問合せ先」までご連絡ください。

応募に関する一切の費用は、応募者に負担していただきます。

12 協働事業者の選定

- (1) 参加予定団体の意見も聴取の上、都の事業イメージに最も近い事業者を選定させていただきます。内容について、ヒアリングさせていただく場合があります。
- (2) 代替案を提案いただき、その内容を採用する場合には、提案内容を公表します。

13 協定の締結

協働事業者の決定後、都と協働事業者との間で協議の上、協定を締結していただきます。

14 その他

本事業に関するオンライン説明会を令和7年4月8日（火曜日）に実施予定です。

参加を希望される事業者の方は以下の記載の上、問合せ先のメールアドレスにご連絡ください。

15 公募全般に関する問合せ先

本件に関するお問合せは、次の担当宛てに電子メール又は電話にてお願いします。ただし、

審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

電子メール：S0000636@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5388-3581

令和7年度リチウムイオン電池等広域的資源化モデル事業
提案申請書

東京都知事 殿

令和7年4月〇〇日

応募者名 (記載例) 〇〇〇〇〇株式会社
代表者名 (記載例) 代表取締役 〇〇 〇〇
所在地 (記載例) 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)
連絡先所属 (記載例) 〇〇〇部 〇〇〇課
ご担当者 氏名 (記載例) 〇〇 〇〇
電話番号 (記載例) 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇
E-mail (記載例) xxxxxxxx@xxxx.co.jp

注) 連絡先の所在地が応募者の所在地と異なる場合、連絡先の所在地についても追記してください。

令和7年度リチウムイオン電池等広域的資源化モデル事業
提案書

応募者名： _____

1 本事業の実施について

本事業の実施に当たって、次の各項目に係る対応の可否、自由意見や代替案提案についてご記入ください。
参考資料等がある場合には、適宜添付してください。

(1) 事業に係るスケジュールについて

事業開始時期	意見・代替案提案等
1回目の回収予定時期：令和7年5月下旬から6月上旬	

(2) 対象物について

回収・買取・資源化対象物※	意見・代替案提案等
①リチウムイオン電池	
②モバイルバッテリー (膨張・燃焼後のモバイルバッテリーも対象とします。)	
③ニッケル水素電池	
④ニカド電池	
⑤鉛蓄電池	
⑥小型のLIB内蔵製品 (リチウムイオン電池と一体型の製品)	

※処理・小型充電式電池等の原材料への資源化又は資源化できる事業者等へ売却（売却価格は本事業で設定した買取価格と同額又は同額以上とすること）すること。ただし、運搬及び管理について、契約や協定に基づき他者に行わせることができます。

(3) 対象物の買取価格について

対象物	買取価格 (1kg当たり)	備考
①リチウムイオン電池		
②モバイルバッテリー (膨張・燃焼後のモバイルバッテリーも対象とします。)		
③ニッケル水素電池		
④ニカド電池		
⑤鉛蓄電池		
⑥小型のLIB内蔵製品 (リチウムイオン電池と一体型の製品)		

(4) 役割分担について

都の役割	自由意見
① 本事業に参加する都内区市町村（区部及び多摩）及び一部事務組合（以下「参加団体」という。）を募り、回収量及び回収方法、日程等を調整すること。 ② 安全に本事業が遂行されるよう、協働事業者が指定する分別方法及び回収方法を参加団体が順守するよう呼びかけること。 ③ 安全対策について、協働事業者と検討の上、効果的と考えられる対策を講じること。 ④ 必要に応じ、本事業に必要な事業者等との調整を行うこと。 ⑤ 本事業終了後に実施にあたっての課題の整理を行うこと。 ⑥ その他、本事業の実施に必要な調整業務を行うこと。	

協働事業者の役割	意見・代替案提案等
① 対象物を参加団体から安全に回収すること。	
② 回収した対象物を安全かつ適正に運搬・管理した上で、処理・小型充電式電池等の原材料への資源化又は資源化できる事業者等へ売却（売却価格は本事業で設定した買取価格と同額又は同額以上とすること）すること。ただし、運搬及び管理について、契約や協定に基づき他者に行わせることができます。	
③ 引き渡し時から3週間以内に参加団体ごとの対象物の量及び買取額を報告すること。	
④ 買取額の支払は、参加団体側と調整の上、行なうこと（買取価格は別に定めます。）。	
※④の支払においては、「月ごと・四半期ごと・事業期間中2回・事業期間中1回」の内、参加団体が選択した頻度で支払っていただくものとします。	

参加団体の役割（予定）	自由意見
① 参加団体の行政区画（参加団体が清掃一部事務組合の場合は、その構成自治体の行政区画）内の家庭から排出される対象物の収集を行うこと。	
② 対象物を種類別に分別し、対象物別に保管容器に保管すること。	
③ 回収日前までに保管容器の側面に団体名・入っている対象物を記載した用紙を貼付すること。	
④ 回収日までに引き渡す保管容器を1か所に集め、容器数の把握した上で、回収日当日に搬出に伴う対応を行うこと。	
⑤ その他、本事業に関連した事項の調整を都及び協働事業者と行うこと。	

(5) 回収の流れ

内容	意見・代替案提案等
① 都が参加団体を募り、決定	
② 都が参加団体ごとの回収見込み量を試算	
③ 都と協働事業者と年間スケジュールを組み、協働事業者が運搬等を手配	
④ 新たに参加する参加団体等にペール缶を配送（現在の保管場所：東京都）	
⑤ 初回は都が保管しているカラのペール缶を協働事業者が運搬し、参加団体から容器（ペール缶、一部ドラム缶※）に保管された対象物を回収（次回用のカラのペール缶と引き換え）	
⑥ 協働事業者の施設等において検品・資源化処理等を実施	
⑦ 保管容器は次回まで協働事業者において保管	
⑧ 協働事業者から都に参加団体ごとの回収量・買取量を報告以降、⑦で保管している保管容器を回収時の引渡し用として上記⑤から⑧を実施	
※ドラム缶の回収は年1回・区内1か所程度（13本程度見込み）とします。ドラム缶は塩水漬け状態で保管しているため、引渡し時に水は減量の上引渡しを予定しています。	

(6) 回収の頻度

各参加団体により希望する回収頻度が異なるため、以下の(1)から(4)の頻度の希望調査を元に都と協働事業者で協議の上、回収スケジュール・回収ルートを決まさせていただきます。なお、2週間に1回の回収を希望予定の団体数は3程度、回収推定量は1回当たり内容量0.8t～1tです。

回収頻度	意見・代替案提案等 (1回当たり0kg以上等の条件があったら記載してください。)
① 2週間に1回	

②1か月に1回
③2カ月に1回
④3か月に1回

(7) 保管容器の扱い

内容	意見・代替案提案等
①回収時に次回回収用の保管容器を配布します。	
②回収後の保管容器は次回回収時まで事業者で保管します。	
③初回は都が保管しているペール缶を積み込んだ上で、各団体の回収用の保管容器を回収し、引き換えにカラの保管ペール缶を引き渡します。	
※ドラム缶の回収は年1回・区内1か所程度（13本程度見込み）とします。	
※絶縁処理・分別方法については、協働事業者の指示に従います。	(具体的な指示が決まっていたらご記入ください。)

2 取組実績について

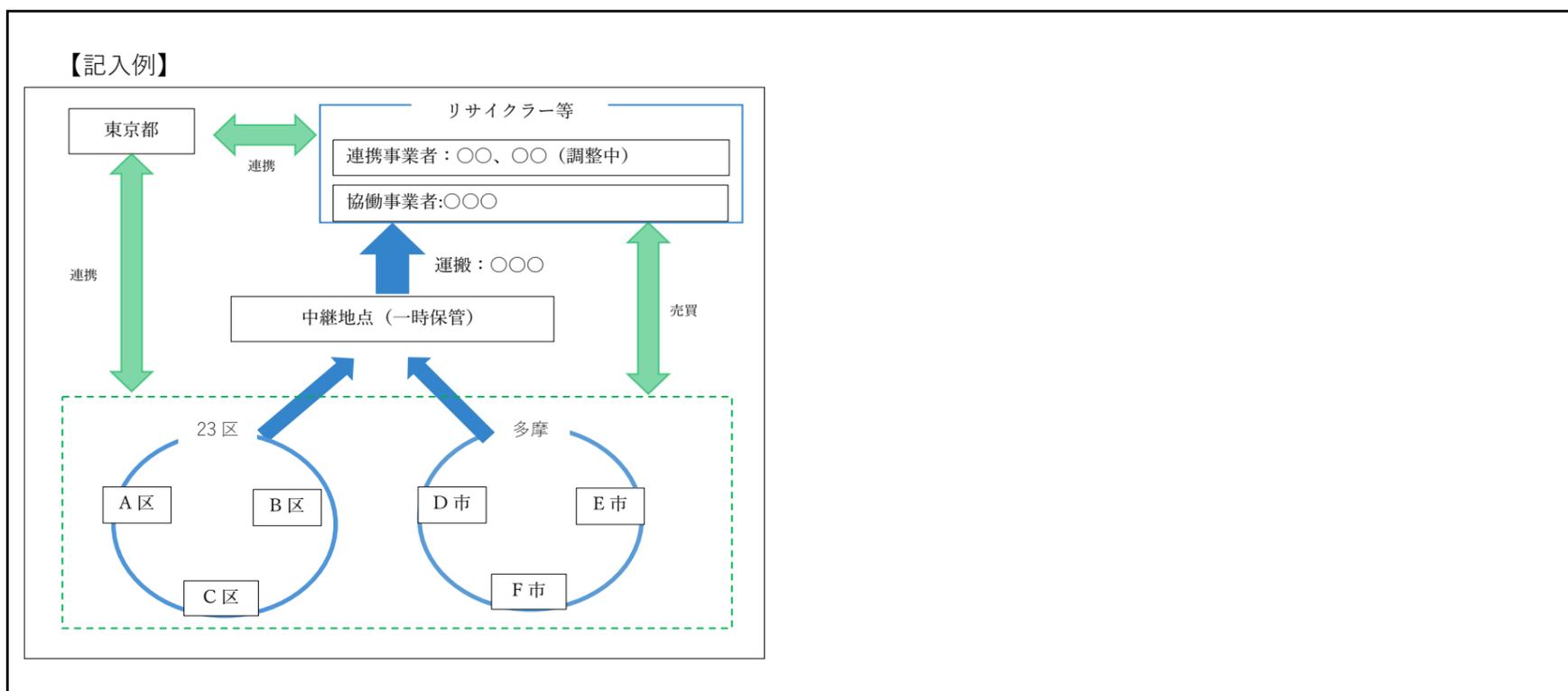
応募者が提案する取組と関連する取組を自らが先行的に行っている場合又は過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。

3 本事業の実施体制

本事業をどのような体制で実施するか図示等により記載してください。

複数の事業者が本事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を示してください。

(例：回収・保管・資源化のそれぞれを実施する事業者が別の場合は、各事業者名を記載してください。)



4 更なる広域化の可能性

都の近隣自治体との連携の可能性について、記載してください。

※自治体間での連絡調整等が必要な場合は都が行います。

5 その他

本事業で実施する取組等について、本事業終了後も定着させるための方策や、現時点で想定される課題等へのご意見がありましたら記載してください。

また、本事業を実施するに当たって要望事項等があれば記入してください。

--